

2013 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 憲法

(60分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

問題 1

次の文章を読んで、以下の設問に答えなさい。

Yは、20**年4月1日に実施されるA県知事選挙に立候補予定の者である。Xは、雑誌『B』の発行者であり、『B』の同年4月号（以下、『B』4月号」という。）は同年3月15日発売予定であった。

Xは、以前より、Yの言動が政治家としてふさわしくないと考えていたため、『B』4月号に、Yに関する特集記事を掲載することにした。その内容は、「A県知事たる者は聡明で責任感が強く人格が清潔で円満でなければならない」と立言したうえで、「Yは適格要件を備えていない」との論旨を展開するものであった。そして具体的には、Yの人物評を述べるにあたり、「嘘と、ハッタリと、カンニングの巧みな少年であった」とか、「天性の嘘つき」、「美しい仮面にひそむ、醜悪な性格」、「己れの利益、己れの出世のためなら、手段を選ばないオポチュニスト」といった表現を用いつつ、結論的には、「YはA県にとって真に無用有害な人物であり、C党が本当に革新の旗を振るなら、速やかに知事候補を変えるべきであろう」と主張するものであった（以下、「本件特集記事」という。）。

Xは、『B』4月号の発売に先立ち、3月5日に本件特集記事の写しをYに郵送し、これを掲載する旨を伝えた。すると、Yは、本件特集記事がYの名譽を毀損するものであるとして、その5日後、『B』4月号の発行を差し止める仮処分をZ地方裁判所に申請した。Z地方裁判所は、口頭弁論ないし債務者の審尋は特に行わず、Yの行った疎明により『B』の発行を差し止める仮処分を認めた（以下、「本件仮処分」という。）。

Xは、本件仮処分に対して、憲法上の観点から様々な疑問を抱いている。

- (1) 判例は、憲法21条2項の「検閲」をどのように定義しているかを、説明しなさい。
- (2) 判例の「検閲」の定義に従った場合、本件仮処分は憲法に違反するかについて、述べなさい。
- (3) 本件仮処分が合憲か違憲かについて、どのような審査の仕方をすれば良いだろうか。理由とともに、答えなさい。
- (4) 本件仮処分の合憲性について、あなたの考えを論じなさい。

問題 2

- (1) 裁判所法3条にいう「法律上の争訟」の意味を、判例に即して、答えなさい。
- (2) 国会議員の免責特権の意義および内容について、ごく簡単に説明しなさい。